

鳥取県多文化共生コミュニティ活動支援補助金の 事務手続きについて

※本補助金を活用するためには、事前に事業実施計画書を県に提出し、事業採択を受ける必要があります。

1. 交付申請提出 (交流推進課長が定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から20日以内)

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

4. 事業完了

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・中止・廃止から20日以内 又は翌年度の4月10日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで提出してください。

資料提出・問い合わせ先

輝く鳥取創造本部観光交流局 交流推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857-26-7108 kouryusuishin@pref.tottori.jp